安城市児童クラブ入会案内

～入会申請にあたっては、入会案内をよく読んで申請してください～

児童クラブとは

保護者が就労等により昼間、家庭にいない市内の小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

自由な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を主な活動内容としています。学校や塾とは違い、学習指導など特別な指導はしません。

利用区分について

利用にあたっては通年利用（放課後・長期休業日利用）と長期休業日のみ利用があります。利用区分によって入会の基準が違いますので、ご注意ください。

入会の基準

小学１～６年生で集団生活ができる児童のうち、保護者及び６９歳以下の同一住所の親族その他の人が次の理由により家庭にいない児童

１　昼間４時間以上かつ午後４時以降まで労働している場合：**通年の入会基準**

２　昼間４時間以上労働している場合：**土曜日、長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）のみの入会基準**

３　出産・長期の入院、疾病や負傷、または精神若しくは身体に障害を有している場合

優先基準について

入会決定については、「学年の低い児童」「ひとり親世帯」「保護者の就労時間が長い児童」が優先基準としてあります。定員超過の際は、審査させていただき、待機児童となる場合がありますので、ご了承ください。また、通年利用で申請されても、長期休業期間中は低学年の利用者を優先するため、定員に余裕のある他クラブでの利用や、利用の不許可がありますので、ご了承ください。

クラブ分けについては、全て市役所に一任していただきます。

必要な書類 ※書類不備・未記入等がある場合は、受付ができません。

１　入会申請書　※兄弟姉妹で入会希望の方は、それぞれ１枚ずつ提出

２　緊急連絡表

３　就労証明書（入会の基準３に該当される方は、診断書等の証明書が必要。診断書は決められた様式にて提出）
　※父・母のほか、同一住所に２０歳以上６９歳以下の親族等がいる世帯は、その方の分も必要

４　口座振替依頼書（あんぱ～く窓口、各児童クラブで配布）

５　土曜利用申請書（土曜日利用する方のみ）

６　育成料減免申請書（生活保護、ひとり親の市町村民税非課税世帯等で減免を希望する方のみ）

申請先

１　場　所　　子育て支援課　児童クラブ係（あんぱ～く内）
　　安城市大東町８－２　（０５６６）７２－２３１９

２　受付時間　　月～金曜日（祝日除く）　８時３０分～１７時１５分

申請方法

利用区分	受付期間	
通年（放課後・長期休業日）	郵送 オンライン申請	入会したい月の前月１日～前月１５日 ※郵送の場合は**期限必着**
	あんぱ～く窓口	入会したい月の前月１日～前月２０日

※５月以降の途中入会は、定員に余裕のあるクラブのみ受付

育成料・おやつ代

	通年利用者（毎月・８月除く）	８月利用者	長期休業日のみ利用者 （４・７・12・１・３月）
育 成 料	月額　５，２００円	月額　８，６００円	月額　２，６００円
おやつ代	月額　１，０００円	月額　１，０００円	月額　　５００円

※育成料・おやつ代は日割り計算ができません。

※長期休業日の利用については、それぞれ利用する月毎に育成料・おやつ代が必要となります。

※入会後は「退会届」を提出されない限り、１日も利用されていなくても、育成料は発生します。また、月途中で入会・退会された場合も、１か月の育成料を徴収させていただきます。

※育成料・おやつ代は、金融機関の口座からの振替納付を原則としていますので、口座振替依頼書を提出してください。振替日は、毎月末日です。振替日が金融機関の休業日の場合はその翌日となります。（１２月は入会後にご案内します）

※滞納が続いた場合は退会していただくことがあります。

育成料の免除

次の世帯は育成料が免除される場合があります。免除を希望される場合は**育成料減免申請書**を提出してください。（令和４年度入会より申請が必要となりました。対象世帯に該当していても、申請がない場合は適用ができませんのでご注意ください）

１　生活保護世帯

２　市町村民税が非課税（参照）かつ安城市遺児手当を受給している母子・父子世帯

【参　照】4月分から6月分までの育成料は前年度市町村民税、7月分から翌年3月分までの育成料は、入会年度の市町村民税で免除を判定します。

育成料	４月分	５月分	６月分	７月分	８月分	９月分	10月分	11月分	12月分	１月分	２月分	３月分
市町村民税	前年度で判定			入会年度で判定								
非課税証明書発行先※	前年１月１日に住民登録のある市町村			令和４年１月１日に住民登録のある市町村								

※非課税証明書発行先が安城市の場合は、子育て支援課で確認・審査ができますので、証明の提出は不要です。安城市以外の場合のみ、該当の市区町村で「市町村民税非課税証明書」の発行手続きをしていただき、提出してください。

開所時間・お休み

開所時間	平 日	下 校 時 ～ １９：００
	土曜日/春・夏・冬休み	７：３０ ～ １９：００
	※土曜日は拠点クラブでの開所となります。	
お休み	日曜日/祝日/１２月２９日 ～ 翌年１月３日	

入会期間について

・利用には、年度ごとに申請が必要となります。入会期間は年度末（3月３１日）までです。
申請された期間は変更できませんが、利用する必要がなくなった場合には退会することができます。

・長期休業日につきましては、利用の有無を選択できますので、必要に応じて申請をしてください。

退会・休会について

・退会をする場合は、前月の２０日までに「退会届」を提出してください。提出がない場合、育成料が発生します。

・退会届を提出した後、再入会を希望する場合は、入会申請を全て初めから行っていただきます。

・学校を長期間休まなければならない状況になった場合、「休会届」を提出されると、児童クラブの利用を休止することができます。休会となるのは、以下の例です。

	休会理由	添付書類	提出期限
1	８月夏休み必要ないため	なし	６月２０日
2	児童の入院のため	入院計画書等入院期間のわかる書類の写し	前月２０日
3	帰省のため	航空券等の写し	前月２０日
4	母親の産休期間のため	母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページの写し	前月２０日

◎　民間児童クラブ一覧

※民間児童クラブのお申し込みにつきましては、直接、下記へお問い合わせください。

No.	クラブ名	所在地	電話	対象学年	主な小学校区
1	学童保育 なかよしクラブ	昭和町3－26	74－3664	1～6年生	中部・新田
2	ひまわりクラブ	御幸本町11－17	74－4400	1～6年生	錦町・桜町
3	安城つくしクラブ	緑町1－12－12	76－7567	1～6年生	二本木・梨の里

◎　公立児童クラブ一覧

クラブ名	所在地	電話番号	土曜開所
里町児童クラブ	里町足取 1-5　（里町小学校内）	98-7703	-
二本木児童クラブ	緑町 1-19-3　（二本木小学校正門前）	76-9121	○
	緑町 1-23-1　（二本木小学校内）		-
中部児童クラブ	大東町 12-8　（安城中部小学校内）	74-7531	○
桜井児童クラブ	小川町清水道 6-1　（桜井小学校内）	99-5587	○
祥南児童クラブ	安城町庚申 11　（祥南小学校内）	76-2266	-
南部児童クラブ	安城町城堀 48　（安城南部小学校内）	77-5505	○
北部児童クラブ	今本町 8-9-9　（安城北部小学校内）	98-3537	○
	今本町 8-3-12　（塔ノ下公園東）	97-5090	-
錦町児童クラブ	錦町 9-39　（錦町小学校内）	72-5410	-
作野児童クラブ	篠目町 4-22-1　（作野小学校内）	72-5415	○
		74-5118	-
三河安城児童クラブ	箕輪町昭和 47　（三河安城小学校内）	72-2870	-
	箕輪町鳥屋金 82-5　（三河安城小学校隣）	76-0003	○
西部児童クラブ	福釜町猿町 128　（安城西部小学校内）	72-3311	-
丈山児童クラブ	和泉町中本郷 177-1　（丈山小学校正門前）	92-1123	○
	和泉町南本郷 1　（丈山小学校内）		-
明和児童クラブ	東端町明和 66　（明和小学校内）	48-2368	-
桜林児童クラブ	桜井町中狭間 35-1　（桜林小学校内）	99-2357	-
新田児童クラブ	新田町新栄 100　（新田小学校内）	76-4987	-
東部児童クラブ	大岡町前畑 72　（安城東部小学校内）	74-5570	-
高棚児童クラブ	高棚町蛭田 44　（高棚小学校内）	92-7723	-
志貴児童クラブ	柿碕町御用地 45　（志貴小学校内）	97-6310	-
桜町児童クラブ	桜町 15-5　（桜町小学校内）	72-6361	○
今池児童クラブ	今池町 2-1-52　（今池小学校内）	98-8380	-
梨の里児童クラブ	篠目町溝川 38　（梨の里小学校内）	77-7031	-

※学校敷地内外クラブ専用建物または学校内特別教室での保育になります。

○土曜日の拠点として開所する児童クラブは、中学校区で１箇所です。

○二本木児童クラブについては、利用人数が多いため拠点とは別に開所します。

●公立児童クラブ問い合わせ先　　子育て支援課児童クラブ係（あんぱ～く内）

ＴＥＬ　７２－２３１９（直通）